平成２２年（フ）第９８６号
千葉県船橋市三山９丁目27番９号　フローラハウス三山102号
債務者　鏑木フジヱ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８７号
千葉市花見川区幕張町６丁目117番地３　猪股荘101号
債務者　伊藤　俊秋
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９３号
千葉市稲毛区園生町987番地の14
債務者　矢島　範明
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００３号
千葉市稲毛区園生町225番地１
債務者　坂本　雅代
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１５号
千葉県習志野市大久保１丁目25番15―202号
債務者　土屋　正夫
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１６号
千葉県流山市美原３丁目85番地の11
債務者　相塲美奈子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３７号
千葉市中央区寒川町２丁目124番地３　サンボナール102号
債務者　石井　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６８号
千葉県市原市山田橋２丁目３番地３　シティコーポハルエ205
債務者　有村　時子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７６号
千葉県市原市村上444番地４
債務者　山内　匡郁
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８２号
千葉県習志野市東習志野８丁目22番12―305号
債務者　諏訪田弘太郎
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８７号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番５号　ラフィーヌ三咲203号
債務者　小川　　渡
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８８号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番５号　ラフィーヌ三咲203号
債務者　小川　禮子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９１号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目４番１号
債務者　田村　利雄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０７号
千葉市中央区仁戸名町342番地
債務者　大場　里士
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０８号
千葉市中央区仁戸名町342番地
債務者　大場　一枝
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４０号
千葉市稲毛区穴川２丁目２番34号
債務者　黒田　慶江
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５７号
千葉県市川市大野町２丁目177番地３セジュール曙102号
債務者　武弓　　笑（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７６号
千葉市美浜区真砂１丁目３番３号　コーポ六花102号
債務者　逸見美代子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係